

睦逢大堤うぐい突き保存会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、睦逢大堤うぐい突き保存会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、気高町大堤池に伝わる漁法「うぐい突き」を守る睦逢大堤うぐい突き保存会（以下「保存会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、観光客を誘致し、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、保存会の運営に要する経費のうち、うぐい修繕及び放流する鯉の購入費、または大堤池周辺環境整備費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。